



2026年7月3日

各位

会社名 中国塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊達 健士  
(コード番号：4617 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員 管理本部長 仲村 新二  
(TEL：03-6457-9057)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 41,500株
(3) 処分価額	1株につき3,385円
(4) 処分総額	140,477,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 7名 30,500株 当社の取締役を兼務しない常務執行役員 4名 8,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員 3名 3,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月8日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、同年6月21日開催の第121回定時株主総会において、取締役報酬における限度額や譲渡制限期間についてご承認いただきました。

その後、2025年6月25日開催の第128回定時株主総会及び2026年6月24日開催の第129回定時株主総会において、本制度の対象者（以下「対象者」といいます。）が当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させること等を目的として、主に下記の通り本制度を改定することにつきご承認いただき現在に至っております。

- ・当社における一定期間の継続した勤務のみを譲渡制限の解除条件とする
- ・譲渡制限付株式の譲渡制限期間を30年間とする
- ・対象者を拡大し、社外取締役に対しても譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する
- ・当社の取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額を年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とする

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象者の報酬等として金銭の払い込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象者に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象者に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象者への割当が無償交付による場合、対象者は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払い込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、対象者への割当が現物出資交付による場合、対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象者14名に対し、職務執行の対価として金銭報酬債権合計140,477,500円、当社の普通株式合計41,500株の付与を決議いたしました。

本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2026年7月31日～2056年7月30日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象者が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない常務執行役員又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中に、対象者が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

##### ①譲渡制限の解除時期

対象者が、当社の取締役、取締役を兼務しない常務執行役員又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む。）により退任した場合には、対象者の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

##### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日の属する月から対象者の退任の日の属する月までの月数を本役務提供期間に係る月数12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日の属する月から当該承認の日の属する月までの月数を本役務提供期間に係る月数12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第130期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月2日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,385円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上